

## ○電気事業法（昭和39年法律第170号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

（一般電気事業者の供給約款等）

第19条 一般電気事業者は、一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
- 二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 一般電気事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第1項の認可を受けた供給約款（次項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4 一般電気事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 二 一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 一般電気事業者は、その一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第1項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款を、電気の利用者が供給約款に代えて選択し得るものとして、定めることができる。

7 一般電気事業者は、前項の規定により約款を定めるときは、経済産業省令で定めるところにより、その約款（以下「選択約款」という。）を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る選択約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、その選択約款を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すること。
- 二 第1項の認可を受けた供給約款により電気の供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないこと。
- 三 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（供給約款等に関する命令及び処分）

第23条 経済産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者に対し、相当の期限を定め、第19条第1項の認可を受けた供給約款（同条第4項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は第21条第1項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（第3項の規定による変更があつたときは、その変更後の供給約款又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、前条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）が社会的経済的事情の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、前2項の規定による命令をした場合において、前2項の期限までに認可の申請又は変更の届出がないときは、供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

(公聴会)

第108条 経済産業大臣は、第3条第1項(一般電気事業に係るものに限る。)、第8条第1項(供給区域の増加に係るものに限る。)、第19条第1項又は第23条第3項(供給約款に係るものに限る。)の規定による処分をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

## ○電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(抄)

(供給約款)

第22条 法第19条第1項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)第21条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第4項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法(電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法)
- 六 前2号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

第23条 法第19条第1項の規定による供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第16の供給約款設定認可申請書に供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
- 二 電気の使用者の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第24条 法第19条第1項の規定により供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第17の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款
- 三 第22条第4号の事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))又はその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更(以下「消費

税等相当額のみの変更」という。)を除く。)しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

四 第2条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第2条の2 法第19条第3項の経済産業省令で定める料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同条第1項の認可を受けた供給約款(同条第4項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。)以下この条において「供給約款」という。)の変更とする。

一 供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者(以下「電気利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)する場合であって、当該電気利用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般電気事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気利用者の支払うべき料金等を合計した額(消費税等相当額を除く。以下この号において同じ。)が減少し、かつ、その他の電気利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)する場合であって、いずれの電気利用者の負担(消費税等相当額を除く。)も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、電気利用者の負担となる事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)する場合であって、いずれの電気利用者の負担(消費税等相当額を除く。)も増加しない場合

四 電気利用者の料金等及びその他の負担となる事項を変更する場合であって、消費税等相当額のみの変更の場合

五 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であって、いずれの電気利用者の支払うべき料金等の額(消費税等相当額を除く。次号において同じ。)及びその他の負担(消費税等相当額を除く。次号において同じ。)も増加しない場合

六 送電上の責任の分界を変更する場合であって、いずれの電気利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

七 電気の使用法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であって、いずれの電気利用者に対しても不利なものとししない場合

八 電気利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般電気事業者が当該電気利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であって、いずれの電気利用者に対する期間も短縮されない場合

九 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であって、いずれの電気利用者に対する条件も不利なものとししない場合

十 電気利用者が選択し得る事項を追加する場合

十一 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第2条の3 法第19条第4項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の10日前までに、様式第17の2の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした現行の供給約款

三 第2条第4号の事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則 様式第1及び第3から第8までにより作成した書類

四 第2条第5号又は第6号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(公聴会)

第13条4 経済産業大臣は、法第108条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の21日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の14日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6 公聴会においては、第4項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。

7 第4項の規定による指定を受けた者又は第5項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病氣その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

- 8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第4項の規定による指定を受けた者及び第5項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

### ○一般電気事業供給約款料金算定規則

(平成11年12月3日通商産業省令第105号)(抄)

(認可料金の原価等の算定)

- 第2条 法第19条第1項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款で設定する料金を算定しようとする一般電気事業者(以下「事業者」という。)は、4月1日又は10月1日を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間(以下「原価算定期間」という。)を定め、当該期間において電気事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(以下「原価等」という。)を算定しなければならない。
- 2 4月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、前項で定める原価等は、事業年度ごとに次条の規定により算定される営業費及び第4条の規定により算定される事業報酬の合計額から第5条の規定により算定される控除収益の額を控除して得た額(以下「期間原価等」という。)を合計した額とする。
- 3 10月1日を始期とする原価算定期間を定めた場合にあつては、第1項で定める原価等は、原価算定期間の開始の日から6月の期間及び終了の日まで6月の期間を含む事業年度の期間原価等をそれぞれ当該期間に配分した額並びに原価算定期間の開始の日を含む事業年度の翌事業年度から当該期間の終了の日を含む事業年度の前事業年度までの事業年度ごとの期間原価等を合計した額とする。

(事業報酬の算定)

- 第4条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定し、様式第1第2表及び様式第2第2表により事業報酬総括表及び事業報酬明細表を作成しなければならない。
- 2 電気事業報酬の額は、別表第1第1表により分類し、特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産(以下「レートベース」という。)の額の合計額に、第4項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に掲げるレートベースの額は、別表第1第2表により分類し、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。
- 一 特定固定資産 電気事業固定資産(共用固定資産(附帯事業に係るものに限る。)、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金(貸方)を除く。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- 二 建設中の資産 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額(資産除去債務相当資産を除く。)から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に100分の50を乗じて得た額
- 三 核燃料資産 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額
- 四 特定投資 長期投資(エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を

目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 運転資本 営業資本(前条に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費(核燃料減損額及び核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))に限る。)、諸費(排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。)、電気料貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費(リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。)、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、12分の1.5を乗じて得た額をいう。)及び貯蔵品(火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として12分の1.5を乗じて得た額をいう。)を基に算定した額

六 繰延償却資産 繰延資産(株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。)の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

4 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を30対70で加重平均した率とする。

一 自己資本報酬率 すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率

二 他人資本報酬率 すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

(料金の決定等)

第19条 料金は、低圧需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費及び総需要家費の合計額(以下「低圧需要原価等」という。)と原価算定期間における低圧需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

2 事業者は、低圧需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

3 事業者は、前項で定めた基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。この場合においては、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。

4 事業者は、第2項の規定により契約種別ごとの料金を設定する場合には、販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金及び販売電力量に応じて支払を受けるべき料金の組み合わせにより、当該料金を設定しなければならない。ただし、販売電力量が極めて少な

いと見込まれる需要に対する料金の設定の場合には、これによらないことができる。

5 事業者は、原価算定期間における低圧需要の料金収入を、第2項及び前項の規定により設定する料金、法第19条第7項に定める選択約款で設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

6 事業者は、第1項に規定する低圧需要原価等と前項により算定した原価算定期間における低圧需要の料金収入を整理し、様式第8第1表により低圧需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。